



KELVIN
C·H·I·A
PARTNERSHIP

日時: 2013年3月26日
場所: シンガポール日本人会

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

インドネシア進出セミナー

ー外国投資に関する法制度概要と実務上の留意点ー

講師

マーロン・ウィ	(パートナー、外国法弁護士)
マルシア・ニングラム	(インドネシア法弁護士*)
アントニア・アユ・アングライニ	(インドネシア法弁護士*)
岡本直己	(外国法弁護士)
高瀬秀次郎	(弁護士資格国日本)

総合監修

丸茂 修	(コーポレート・アフェアーズ・ディレクター)
------	------------------------

* 両弁護士はケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所と専属的提携関係にあるインドネシアの法律事務所であるマルシア&アングライニ・パートナーシップ法律事務所(ジャカルタ)に所属しています。

I. イントロダクション

II. インドネシア投資概況

III. インドネシアへの進出

- 1 外資規制及び外資奨励制度の概要
- 2 新投資法
- 3 ネガティブリスト
- 4 外国資本の進出形態
- 5 事業拠点の確保
- 6 フランチャイズの活用
- 7 金融及び海外送金に関する規制

IV. インドネシアでの事業展開

- 1 労働法制
- 2 知的財産権法制
- 3 税務
- 4 紛争解決(裁判制度、汚職)

V. Q&A

II. インドネシア投資概況



(1) 基本情報

国名	インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)
首都	ジャカルタ (Jakarta)
面積	約191万平方キロメートル (2010年、日本の5.1倍)
人口	約2億4480万人 (2012年)
言語	インドネシア語
成人識字率	92.6% (2010年)
宗教	イスラム教 86.1%、キリスト教 8%、ヒンドゥー教 1.8% など (2000年census)
大統領	スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領 (Susilo Bambang YUDHOYONO - 2009年10月就任、任期5年)
政体	共和制
日系企業・在留邦人	約1,225社 (2012年)・約12,470人 (2011年)

Source: JETRO website, CIA FactBook, UNESCO Institute for Statistics, UNDP HDR 2013

II. インドネシア投資概況



(2) ビジネス環境

Ease of doing business index (1=most business-friendly regulations)		Bribery index (% of gift or informal payment requests during public transactions)	
2011	2012	Country	Most recent data
1	1	Singapore	-
14	12	Malaysia	-
17	18	Thailand	-
91	91	China	-
99	99	Vietnam	27.3
130	128	Indonesia	23
141	133	Cambodia	57.8
136	138	Philippines	16.4
-	-	Myanmar	-

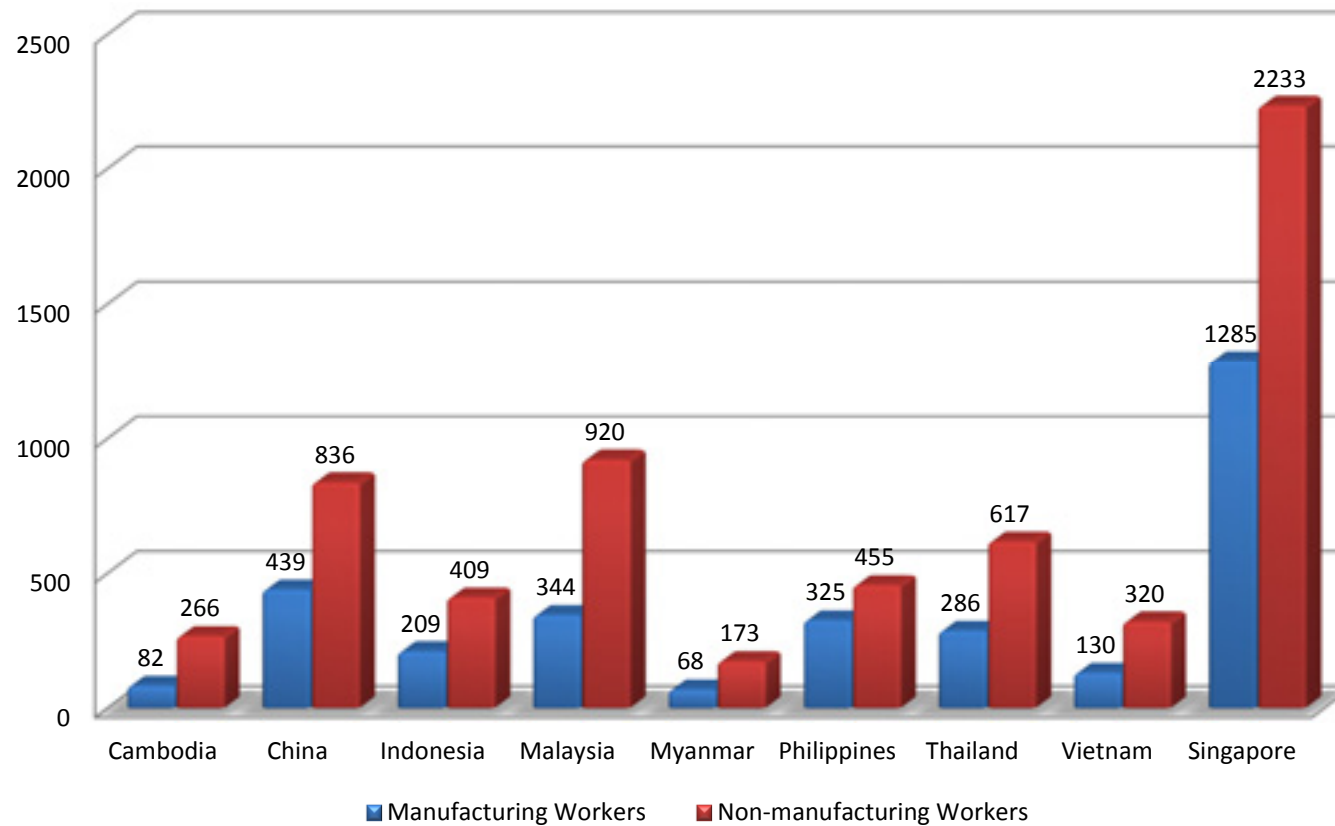
Source: World Bank

VNM: 2007 | IDN, KHM, PHL: 2009 | SGP, MYS, THA, CHN, MMR: N/A

II. インドネシア投資概況



(3) Wage (US\$ - month)

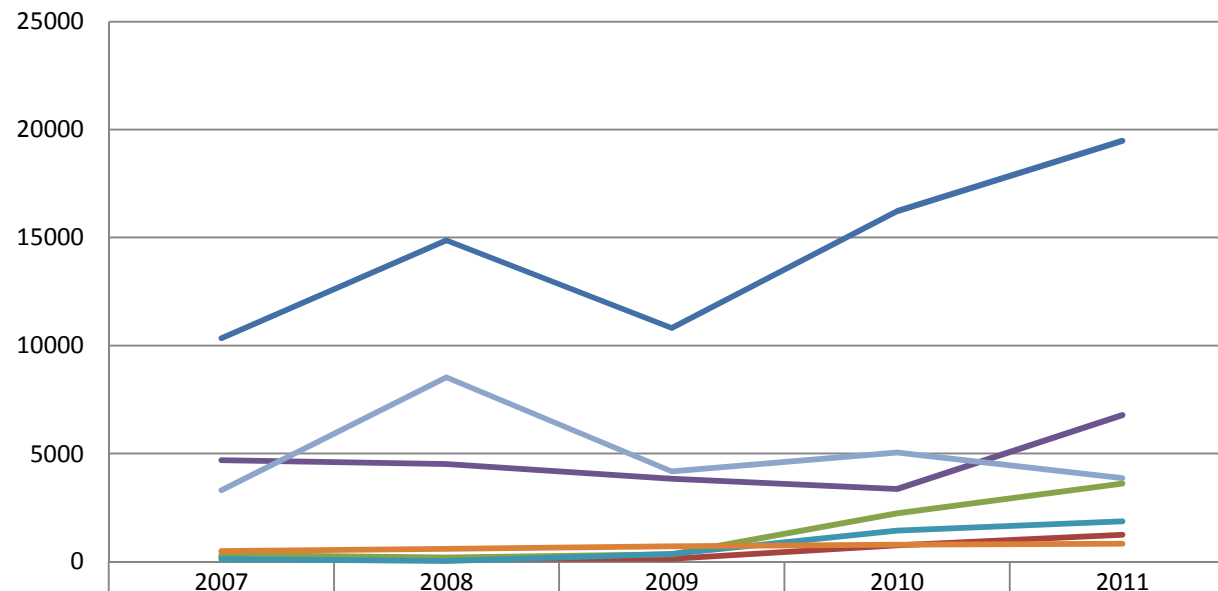


Source: JETRO ウェブサイト投資コスト比較

II. インドネシア投資概況



(4) 対内直接投資(実行ベース、US\$、millions)



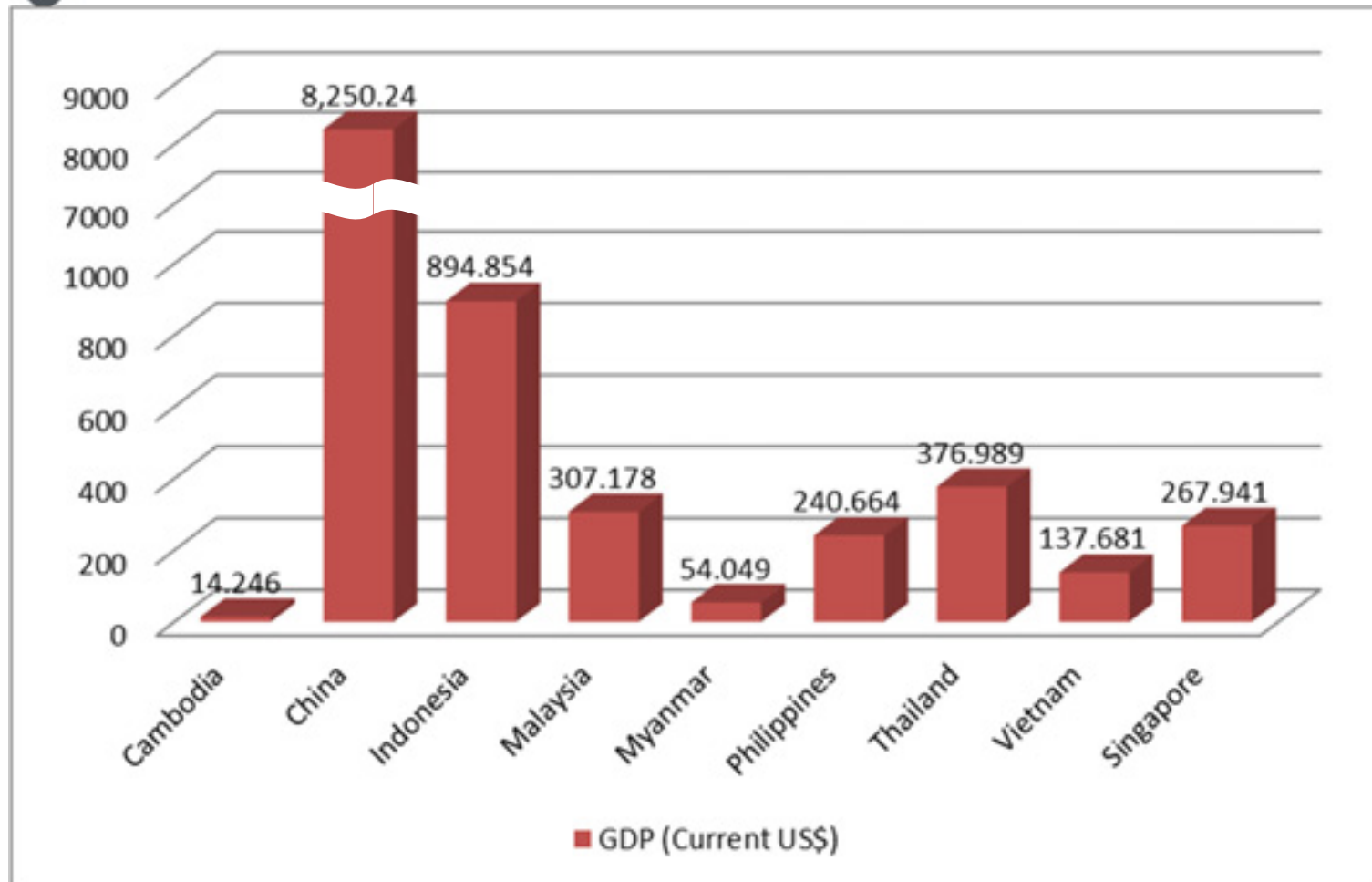
	2007	2008	2009	2010	2011
対内直接投資(実行ベース)	10341.4	14871.4	10815.2	16214.8	19474.5
農業	219.1	147.4	122.3	750.9	1236
鉱業	309.8	181.4	332.7	2229.3	3608
製造業	4697	4515.3	3831.1	3357.1	6779.5
電気・ガス・水道	119.3	26.9	349.2	1428.4	1864.7
商業・修理業	482.9	582.2	706.1	784.7	821
運輸・通信・倉庫業	3305.2	8529.9	4170.3	5046.2	3865.6

Source: JETRO世界貿易投資報告

II. インドネシア投資概況



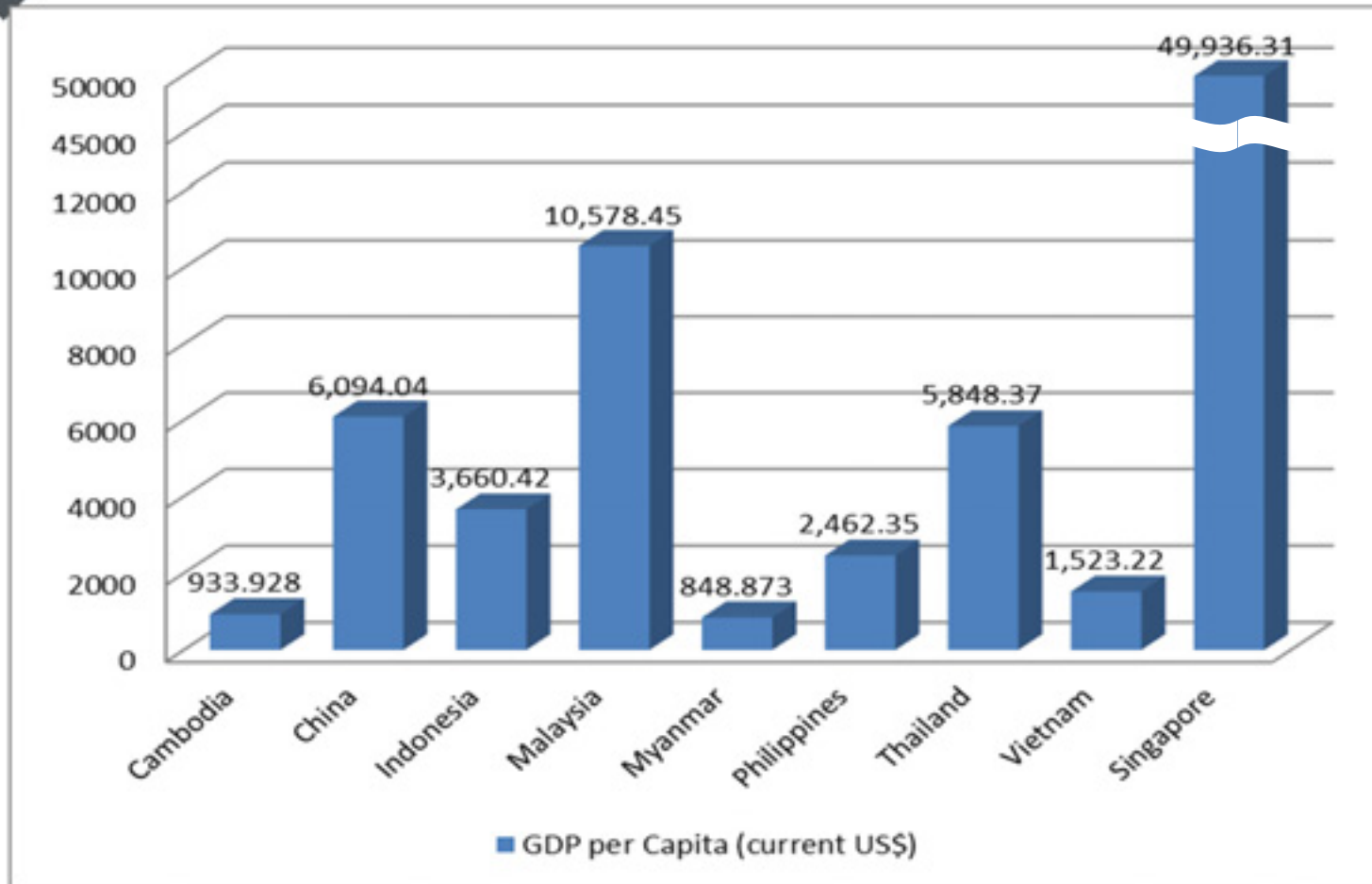
(5) Gross Domestic Products (2012)



II. インドネシア投資概況



(6) Gross Domestic Products per Capita (2012)



II. インドネシア投資概況



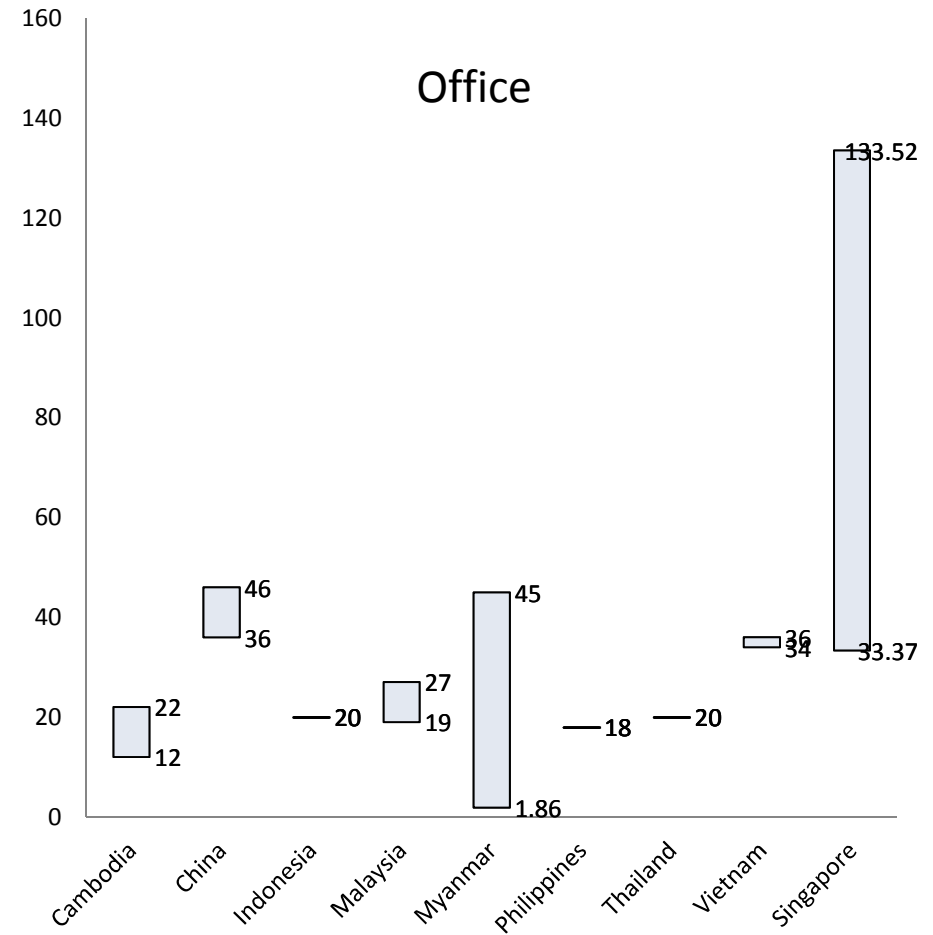
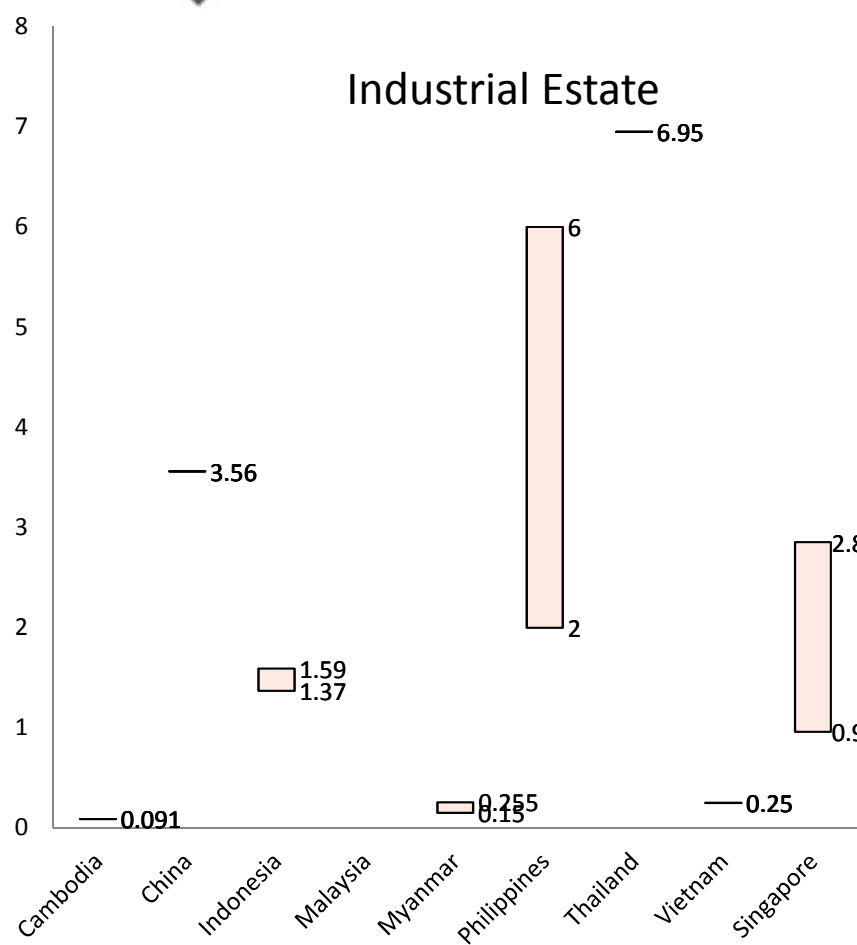
(参考)ジャカルタ市内のショッピングセンターの様子



II. インドネシア投資概況



(7) Rent comparison in US\$/m²/mo



(8) 小括 ー魅力と課題ー

□ 魅力

- ・ 成長し続ける国内市場
- ・ 充実した労働力
- ・ ASEANの中心的な加盟国

■ 課題

- ・ 法制度の複雑さ、整備不足及び運用の不安定さ
- ・ インフラの整備不足

第Ⅲ章「インドネシアへの進出」目次

1. 外資規制及び外資奨励制度の概要
 - (1) 外資規制
 - (2) 外資奨励制度
2. 新投資法
3. ネガティブリスト
4. 外国資本の進出形態
 - (1) 外国資本の進出形態の概要
 - (2) 株式会社
 - (3) 会社法制の概要
 - (4) 合併契約締結上の留意点
 - (5) M&Aの手法を用いた進出方法
5. 事業拠点の確保
 - (1) 不動産法制の概要
 - (2) 不動産に関する外資規制
 - (3) 工業団地
6. フランチャイズの活用
7. 金融及び海外送金に関する規制
 - (1) 金融
 - (2) 海外送金

1. 外資規制及び外資奨励制度の概要

(1) 外資規制

- ・ 投資に関するインドネシア共和国法律2007年25号(「**新投資法**」)
- ・ 投資において参入が認められない事業分野及び参入が認められる又は条件付で認められる事業分野のリストにかかるインドネシア共和国大統領令2010年第36号(「**ネガティブリスト**」)
- ・ その他、不動産に関する規制等が存在する。

※ 最低投資金額又は最低資本金に関する規制は存在するか。

※ 事業分野が複数にわたる場合

1. 外資規制及び外資奨励制度の概要

(2) 外資奨励制度

- ・ 「投資に関する税の優遇措置(政令2007年第1号及び政令2008年第62号)」による租税優遇措置
 - 特定の産業分野に適用(23分野)。
特定地区については、産業分野を拡張。
 - 課税所得の控除(合計30%)、減価償却の加速、配当課税の軽減、繰越決算金の利用期間延長
- ・ 新規事業及び拡張事業にかかる租税優遇措置
- ・ 一時免税優遇措置(タックス・ホリデー)(財務省令2011年第130号)
 - 対象は大規模なパイオニア産業(最低投資額1兆ルピア)。
- ・ 保税地区
 - 資本財の輸入に関する租税優遇措置。
- ・ 経済特区法(2009年法律第39号)
 - 税軽減措置、各種許認可にかかる便宜。
- ・ 自由貿易地域(FTZ)及び自由港(政令2007年第46,47,48号)
 - バタム島、ビントラン島、カリムン島。
 - 付加価値税及び輸入税の軽減、並びに関税等の税務処理の簡素化。
- ・ 付加価値税免除制度(政令2001年第12号及び政令2007年第31号)
 - 資本財等にかかる付加価値税の免除
- ・ 特別輸入制度(KITE, Kemudahan Inpor Tujuan Ekspor)
- ・ 経済統合開発地域(KAPET)にかかる優遇措置

2. 新投資法

【主な内容】

- ・ 外国投資は原則として株式会社形態に限る(第5条第2項)
- ・ 内国民待遇(第6条第1項)
- ・ 政府による国有化措置及び資産の接收の原則禁止(第7条第1項)
- ・ インドネシア人労働者の優先雇用(第10条第1項)
- ・ 全事業分野の原則解放(第12条第1項)
- ・ ワンドア統合サービス(Playanan Terpadu Satu Pintu, PTSP) (第25条第4項)
- ・ 経済特別地域(第31条)
- ・ インドネシア政府と外国投資家との間の紛争解決(第32条第4項)

3. ネガティブリスト (The Negative Investment List/ Daftar Negativ Investasi, “DNI”)

【主な内容】

- ・ 別表1の事業分野は、外資の進出が禁止されている(第1条)。
- ・ 別表2の事業分野は、外資の進出が条件付で許容されている(第2条)。
- ・ 間接投資または国内証券市場を通じて取得された株式には適用されない(第4条)。

※ 第4条の射程(外資規制の潜脱防止)

3. ネガティブリスト (The Negative Investment List/ Daftar Negativ Investasi, “DNI”)

別表1の主な内容

No.	産業分類	事業分野
1	農業	大麻の栽培
2	林業	ワシントン条約に定める魚類の捕獲、珊瑚の利用・採取
3	工業	アルコール飲料産業、一定の化学物質産業
4	交通	陸上交通ターミナル、積載重量計測所、自動二輪車試験場、船舶航行にかかる通信・支援、船舶航行情報システム、航空管制
5	通信・情報	無線周波数の管理、衛星軌道監視基地
6	文化・観光	公共博物館、歴史的遺跡、居住・伝統的環境、記念建造物、賭博・カジノ

3. ネガティブリスト (The Negative Investment List/ Daftar Negativ Investasi, “DNI”)

別紙2の主な内容

- ・ 農業、林業、水産・漁業、エネルギー・資源、工業、防衛、公共事業、商業、文化・観光、交通、通信・情報、金融、銀行、労働・移住、教育、保険、警備の17分野について規定。
- ・ 産業及び事業分野ごとに、次の各種規制を組み合わせて投資を規制。
 - a. 中小企業保護のための規制
 - b. ローカル資本とのパートナーシップ組成の義務付け
 - c. 外国資本の制限
 - d. 立地制限
 - e. 特別なライセンス
 - f. ローカル資本100%の要求
 - g. ASEANからの投資に関する規制

※ 規定された各事業分野に該当するかどうかの基準

※ 種類株の発行による外資規制の回避の可否

4. 外国資本の進出形態

(1) 外国資本の進出形態の概要

- (i) 支店(一部の業種のみ)
- (ii) 駐在事務所
 - ① 外国駐在事務所(管轄:投資調整庁)
 - ② 外国商事駐在事務所(管轄:商業省)
 - ③ 外国建設業務駐在事務所(管轄:公共事業省)
- (iii) 現地法人(株式会社)

※ 上記進出形態によらない進出は可能か。

4. 外国資本の進出形態

(2) 株式会社

a. 現地法人の概要

- 個人企業 (UD Usaha Dagang)
- 基本提携 (Maatschap)
- 無限責任提携 (Firma)
- 有限責任提携 (CV Commanditaire Vennootschap)
- 協同組合 (Perkoperrasian)
- 国有会社 (BUMN Badan Usaha Milik Negara: *a. Persero; b. Perum*)
- 株式会社 (PT Perseroan Terbatas)
 - 非公開株式会社 (PT Tertutup)
 - 公開株式会社 (PT Tbk): 株主300名以上、資本金30億ルピア以上
 - 公開会社 (Perseroan Publik)
 - 証券市場登録済み会社 (Emiten)

4. 外国資本の進出形態

(2) 株式会社

b. 株式会社の設立手続

- ① BKPMへの投資許可(PMA)の申請
- ② 会社名の予約
- ③ 設立証書への署名
- ④ 賃貸借契約の締結
- ⑤ 所在地証明の取得
- ⑥ PMA銀行口座の開設
- ⑦ 納税登録番号(NPWP)及び課税事業主認識番号(PKP)の取得
- ⑧ 法務人権省への会社登記
- ⑨ BKPMからの財務便宜供与が必要な場合、投資基本許可
- ⑩ 商業省への申請で会社登録証
- ⑪ 設立後許可の取得
 - 外国人労働許可手続
 - 商業生産の開始のためには、営業許可(Ijin Usaha)が必要
 - 会社設立時に資本財を輸入する場合、輸入許可(SP)が必要

※ サービスオフィスを登記所在地とすることの可否

4. 外国資本の進出形態

(3) 会社法制の概要 –インドネシア会社法 (Indonesian Company Act) の概要–

a. 機関

株主総会、取締役会、コミサリス会の設置が必要。株主は最低2名必要。

b. 株主総会

定款 (Articles of Association) の変更、取締役やコミサリスの指名、決算書の承認等の会社法上必要な事項を決定する。会社法上必要な事項以外も株主総会の留保事項とすることができる。会社法に**定足数**が定められているが、法が定める最低限度を守る限り、変更することが可能。インドネシア国内で開催する必要あり(会社法第76条3項)。テレビ会議又は電話会議可能(77条1項)。ただし、全株主同意の議事録が必要(同条4項)。

c. 取締役会

取締役は1名以上。ただし、公共基金の掛金の徴収や運営に携わる会社、社債を発行する会社、及び公開会社は2名以上必要。

取締役が2名以上の場合、代表取締役 (President Director) を選任することができるが、会社法上の権限は特に定められていない。定款に定めがない限り、いずれの取締役も代表権を有する。

4. 外国資本の進出形態

(3) 会社法制の概要(続き)

d. コミサリス会

必要的設置機関で、取締役会を監督し、取締役へ助言を行う義務を負う。
経営の実施のみならず、経営方針についても監督する義務がある。
定款に定められた一定の行為について、その承認を要することもできる。
2名以上の場合、代表コミサリス(President Commissioner)を選任することができる。

e. 資本

資本には、授権資本、引受資本、払込済み資本の3種類がある。後2者の合計は、授権資本の25%以上でなければならない。
現在、会社法上の最低資本金は5千万ルピア(会社法第32条第1項)。

※ 負債資本比率に関する基準(BKPM)

4. 外国資本の進出形態

(3) 会社法制の概要(続き)

f. 解散

- 解散事由：
総会決議、会社の存続期間の満了、裁判所の決定等
- 清算手続：
清算人選任、官報公告、日刊紙への公告、登記等

4. 外国資本の進出形態

(4) 合弁契約締結上の留意点

- 合弁契約書 (Joint Venture Agreement) とは
- 一般的な決定事項
出資比率、株式の種類、株式譲渡の制限、定足数、
議決方法 (拒否権)、議事、役員構成、留保事項、増資、配当政策、
Drag-along条項、Tag-along条項、デッドロック、清算、準拠法、
紛争解決方法
- インドネシア特有の留意点
外資規制 (将来の事業展開を見据えて)
その他、会社法と紛争解決条項に特に注意すべき。

4. 外国資本の進出形態

(5) M&Aの手法を利用した進出方法

a. インドネシア会社法上のM&Aの選択肢

b. 直接買収

c. 間接買収

d. その他のM&Aに関する規制

証券取引所

金融サービス庁 (Otoritas Jasa Keuangan, OJK – Financial Services Authority)

投資調整庁 (BKPM)

インドネシア事業競争監視委員会 (KPPU)

5. 事業拠点の確保

(1) 不動産法制の概要

土地基本法(1960年第5号)に定められた権利のうち主要なものは次のとおり。

- ・ 所有権(Hak Milik)
- ・ 事業権(Hak Guna Usaha) :原則最長25年+延長25年(再延長も)
- ・ 建設権(Hak Guna Bangunan) :原則最長30年+延長20年(再延長も)
- ・ 使用権(Hak Pakai) :原則最長25年+延長20年

この他、区分所有権(Strata Title)、運用権等がある。

土地台帳に登録され、権利証が発行される主な権利は、所有権、事業権、建設権、使用権、区分所有権の4つ。

※ 土地の権利関係を確認する方法

※ 未登記の土地について、権利を保全する方法

5. 事業拠点の確保

(2) 不動産に関する外資規制

所有権は土地基本法(1960年第5号)でインドネシア国籍者のみ保持可能。原則として、内資でも法人は保持できない。

外資が保持可能な主な権利、事業権、建設権及び利用権。

- ・ 事業(者)権(Hak Guna Usaha) :
プランテーションや漁業、牧畜を含む農業目的で国有地を使用する権利。
抵当権の設定や譲渡も可能。
土地の肥沃さの維持等の義務、年1回の使用状況の報告義務等。
- ・ 建設権(Hak Guna Bangunan) :
土地の上に建物を建てて所有する権利。工業団地の賃借人にも認められている。
抵当権の設定や譲渡も可能。
- ・ 利用権(Hak Pakai) :
特定の目的のために土地を利用する権利。
抵当権の設定や譲渡も可能。
外国人の居住は利用権により可能。ただし、居住中止から1年以内に権利を譲渡する必要あり。

5. 事業拠点の確保

(3) 工業団地

- ・ 製造企業は工業団地へ入居することが義務付けられている(工業団地に関する政令2009年第24号)。
- ・ 工場の建設には、建設権(HGB)に加え、土地に関する許可(IL)を土地局から取得する必要がある。
工業団地では、土地に関する許可を工業団地会社から譲り受けることや、建築権を工業団地から取得することが可能。

※ 工業団地に進出する場合の所要時間

(参考)工業団地の様子



6. フランチャイズの活用

フランチャイズに関する新政令とその内容

◆ フランチャイズに関する政令2012年第53号

- ・ 中小企業を優先する義務
- ・ 商品又はサービスの80%を「国産品」とする義務
- ・ フランチャイザー及びフランチャイジー間の紛争に関する規定

◆ 現代型店舗形態のフランチャイズに関する政令2012年第68号

- ・ 店舗数に関する規制
- ・ 中小企業に対するフランチャイズの割合的義務

7. 金融及び海外送金に関する規制

(1) 金融

海外からの借入れに関する中央銀行への報告義務

(2) 海外送金

外貨建口座を利用した海外送金は原則自由。

ただし、一定金額以上の送金は、インドネシア中央銀行への送金目的の報告が必要。



1 労働法制

*** 全般的に労働者の保護に厚い!!**

1 労働法制

(1) 規正する法律

- i. 労働法(2003年13号):労働時間、解雇手続、退職慰労金等の労働条件について規定
- ii. 労働関係紛争解決法(2004年2号)
- iii. 労働組合に関する法律(2000年21号)
等々

1 労働法制

(2) 雇用形態

期間の定めのない雇用契約と期間の定めのある雇用契約

	対象	締結方法	試用期間	退職金
期間の定めない雇用契約	制限なし	書面でも口頭でも、何語でも	3ヶ月以内	必要
期間の定めある雇用契約	<ul style="list-style-type: none"> ・性質上一度で完了する仕事 ・季節労働的な仕事 ・比較的短期間で終了する仕事(3年以内) ・新製品に新事業に関連する仕事等々 	書面、インドネシア語	不可	不要

1 労働法制

(3) 就業規則

i. 10名以上従業員がいる場合必要

ii. 法律上、最低限、a)雇用者の権利義務、b)労働者の権利義務、c)労働条件、d) 服務規律、e)就業規則の有効期間については定めなければならない

iii. 有効期間は原則2年間

iv. 組合への配慮が必要

1 労働法制

(4) 労働時間規制

- i. 原則、週40時間以内、一日7時間以下(週休6日勤務の場合)、一日8時間以下(週5日勤務の場合)、一週間40時間以下。
- ii. 宗教上の義務を履行するための機会付与(80条)等

1 労働法制

(5) 最低賃金

i. 各州地域ごとに毎年定められる

例えば、2013ジャカルタはRp. 2.2M、スラバヤRp. 1.74M、バンドンRp.1.5M

1 労働法制

(6) 賞与

i. 法律上規定無し

但し、3ヶ月以上継続的に勤務した者には宗教祭日手当

1 労働法制

(7) 組合・ストライキ・ロックアウト

i. 労働組合：登録

ii. ストライキ：a)協議に失敗したこと、b)ストの7日前には会社、政府の関係機関に通知することが要件

iii. 違法なストライキが行われた場合：ロックアウト(146条)

1 労働法制

(8) 請負・人材派遣

仕事を外注する場合に注意!

- i. 請負: 会社から一部業務実施の委託を受ける
- ii. 人材派遣: 会社が派遣会社に一部業務の委託をする
- iii. 生産工程に関係のある主要業務では不可

1 労働法制

(9) 解雇

できる場面は限られている!

i. 解雇を避けるようあらゆる義務を尽くす; 協議する; 労働関係紛争解決機関の決定

但し、試用期間終了の場合、自主退職の場合は不要

ii. 労働契約、就業規則違反と3回の警告

iii. 158条の違憲化。労働関係裁判所の決定が必要

1 労働法制

(10) 整理解雇

- i. 下記の法律上のいずれかの要件を充たした場合にのみ認められる
 - a) 会社が2年連続で赤字、または不可抗力のために会社を閉鎖する場合
 - b) 上記の理由以外で、会社の合理化のため事業を終了する場合
 - c) 会社が破産した場合
 - d) 合併などの場合
- ii. 但し、法定の退職金を支払う必要あり

1 労働法制

(11) 退職金

退職手当、報奨金、損失の填補の主に3点

退職手当

勤続年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上
手当	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月

報奨金

勤続年数	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未 満	12年以 上15年 未満	15年以 上18年 未満	18年以 上21年 未満	21年以 上24年 未満	24年以 上
手当	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	10ヶ月

損失の填補: 未消化の有給、住居手当等、その他雇用契約等で定まったもの

1 労働法制

(12) 外国人労働者の雇用

- i. 許可の取得
- ii. 見習いインドネシア人の採用
- iii. 負担金
- iv. 人事に携わる役職には就けない

2 知的財産法制

(1) 特許権

- i. 特許法が存在、先願主義に基づく登録制度
- ii. パリ条約、WTOに加盟
- iii. PCT条約にも加盟

2 知的財産法制

(2) 商標権

- i. 商標法が存在、先願主義に基づく登録制度
- ii. パリ条約、WTOに加盟
- iii. マドリッドプロトコルには非加盟
- iv. 日本語の標章の登録可



2 知的財産法制

(3) 著作権

i. ベルヌ条約に加盟。無方式主義、内国民待遇



2 知的財産法制

(4) 意匠権

- i. 意匠法が存在、
- ii. パリ条約、WTOに加盟



2 知的財産法制

(5) その他

i. 営業秘密法

3 税務

- (1) 法人税率: 25%。但し一定の要件を充たした上場の場合、20%
- (2) 欠損金: 最高5年間の繰越
- (3) 配当: 非居住者が受領者の場合20%。租税条約により10~15%
- (4) キャピタルゲイン: 上場株式0.1%; その他は通常の法人税率; 非居住者が、非上場の株式を譲渡した場合; 売却額の5%
- (5) 優遇税制: a) 投資総額の30%相当額(6年間にわたって年5%ずつ)までの純利益の減額; b) 税務上の加速減価償却; c) 欠損金の繰越期間を10年間まで延長; d) 非居住者への支払い配当に対する源泉税を10%に軽減

4 紛争解決

(1) 裁判

i. 裁判所

a) 憲法裁判所、最高裁判所(以下に通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所)

b) 使用言語: インドネシア語

c) 証拠の提出

d) 問題点: 時間、汚職

ii. 外国判決の執行

a) 外国判決の承認・執行制度は設けられていない。新たにインドネシアで訴えを提起する必要

4 紛争解決

(2) 仲裁

i. 国内仲裁: Indonesian National Board of Arbitration (BANI), Indonesian Capital Market Arbitration Board (BAPMI)などの仲裁機関。

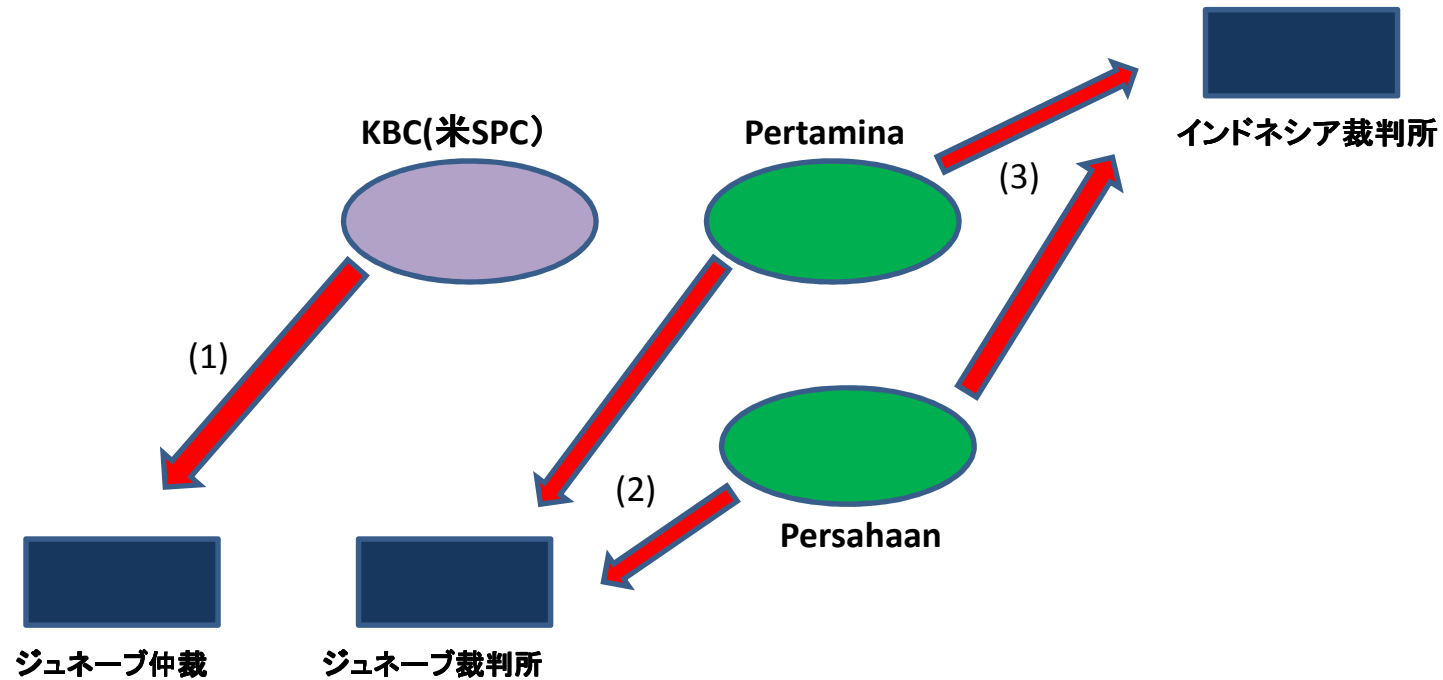
ii. 外国仲裁

a) NY条約を批准している。

b) 裁判所から執行の許可状: 1) 仲裁の承認・執行に関する国際条約においてインドネシアと相互主義の関係にある国の仲裁によってなされたこと; 2) 仲裁判断がインドネシア法の取引法の範囲に入ること; 3) 仲裁判断が公の秩序に反しないこと

c) *Pertamina*の案件の教訓

4 紛争解決



ご清聴どうもありがとうございました。

ご質問がございましたら、お気軽にお尋ねください。

日本語でも英語でも結構です。

ご清聴いただきありがとうございました。



お問い合わせ等は、下記担当者までお気軽にご連絡ください。

コーポレート・アフェアーズ・ディレクター

+65-6408-7870 (直通)

丸茂 修

marumo.osamu@kcpartnership.com

ジャングループ(外国法弁護士〔日本法〕)

+65-6408-7899 (直通)

岡本 直己

okamoto.naoki@kcpartnership.com

ジャングループ(弁護士資格国〔日本〕)

+65-6408-7901 (直通)

高瀬 秀次郎

takase.hidejiro@kcpartnership.com

Kelvin Chia Partnership (Singapore)

6 Temasek Boulevard, 29th Floor, Suntec Tower Four, Singapore 038986

TEL: +65-6220-1911 FAX: +65-6224-4118

<http://www.kcpartnership.com> (日本語がサイトあります。)

本資料は、一般的な情報提供を紹介する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれておりません。案件について個別に専門家からの助言を受けることなく本資料をもとに独自に判断されないようお願い致します。ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所は本資料に含まれる情報の正確性又は完全性について何ら保証するものではありません。また、ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所は、本資料に基づいて発生した損失・損害について法律によって認められる範囲内においていかなる責任も負いません。

Martia & Anggraini Partnership

**Equity Tower, 35th Floor, Sudirman Central
Business District (SCBD)**

Jl. Jenderal Sudirman Kav.52-53, Jakarta

Selatan 12190 Indonesia

Telephone : +6221 29277844

Facsimile : +6221 29277845

